

【感染拡大防止策等にかかる経費について】

(一問目)

一般会計補正予算第10号のうち、特に感染拡大防止策等にかかる経費について伺います。今回の補正予算案のうち、こども未来部、福祉部にかかる新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、計上されている経費の総額をそれぞれ教えて下さい。また、補助対象となる施設とその数、対象となる物品、対象となる期間について教えて下さい。

<答弁>

こども未来部にかかるものについては、補正予算の総額は6572万1000円で、対象施設は、保育所や幼保連携型認定こども園などの就学前施設及び病児保育事業等で、152施設、障害児通所視線事業所で54施設になります。

なお、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は含みません。

また、対象となる物品については、国が例示しています、マスク、消毒液、体温計、空気清浄機、防護服、手袋です。

対象期間については、本年1月16日以降3月31日に購入したものにかかる経費です。

福祉部における新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の内訳でございますが、障害福祉サービス事業所全ての304か所に対し、消毒液やマスク等の購入経費として866万4千円。また、テレワークを活用した在宅就労及び訓練を促進する就労系障害福祉サービス事業所に対し、タブレット端末等や導入に要する経費を補助するものとして500万円を計上しており、合計額は1366万4千円でございます。

尚、補助対象期間につきましては、令和2年1月16日から3月31日までとしております。

(二問目)

今回、対象となる各施設における消毒液、マスクの現在の備蓄状況や空気清浄機の活用状況について、教えて下さい。消毒液やマスクが必要でも、確保することが困難な施設、事業所も少なからずあるかと思いますが、そのような場合、市として何らかの対応策はお持ちなのでしょうか。また、補助対象期間と予算の額から考えると結果的に、高額で、比較的、今月中でも購入が可能な空気清浄機の購入に集中するのではないかと予想しますが、予算額を算出するにあたって、どのような想定をされたのか、市の見解をお聞かせ下さい。

マスクや消毒液は、新型コロナウイルスの主な感染経路と言われている飛沫感染や接触感染の感染予防、感染拡大防止に効果があるとして、市や保健所等でも手洗い、うがいと共に、こまめに消毒することや咳エチケットやマスクの着用を奨励されています。一方で、新型コロナウイルスの感染予防や感染拡大の防止策として、空気清浄機の設置や活用については、市として、これまでほとんど奨励や啓発をされてこなかったように思います。ちなみに、消費者庁は、3月10日付で、新型コロナウイルスに対する予防効果を標榜する商品の表示に関する改善要請を行うとともに、一般消費者への注意喚起を行われています。

具体的には、空気清浄機の販売において、「新型コロナウイルスにも有効」、「新型コロナウイルス対策」といった表示は、新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も不可能な現状において、現段階においては客観性及び合理性を欠くものであると考えられ、景品表示法及び健康増進法の規定に違反する恐れが高いと指摘されています。さらに、一般消費者に向けては、「現時点で、空気清浄機（マイナスイオン発生機）等の商品については、新型コロナウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていませんので、ご注意ください。手洗いなど、正しい予防を心がけましょう。」と注意喚起、警鐘を鳴らしておられます。このような注意喚起も含めて、市としては、今回の新型コロナウイルスの感染予防や感染拡大の防止策として、空気清浄機がどの程度、またどのような効果があると考えておられるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

加えて、参考までに伺いますが、新型インフルエンザ等感染予防対策事業として、2009年度に公立保育所、民間保育所、家庭保育所、子育て支援センターほっぺ、あゆみ学園、しいのみ学園に合計546台、公立幼稚園に123台の除菌機能付き加湿空気清浄機が設置され、2010年度には、小中学校の保健室にも設置されたと思います。当時も、空気清浄機の導入効果について様々な議論をさせて頂きましたし、設置後の効果検証も要望していました。あらためて、当時、導入された空気清浄機の感染予防や感染拡大防止の効果について、どのように事後評価されたのか教えて下さい。また、当時のことも踏まえて、今回の予算計上となったのかも教えて下さい。さらに、約10年前にほとんどの就学前施設に設置されたはずの空気清浄機ですが、ここ最近は、空気清浄機を見かける施設が少なくなっている様に思います。当時、導入された空気清浄機はどのような活用をされているのか、古くなったり、故障等により、設置しなくなった施設もあるかも知れませんが、各施設においては感染症対策としての空気清浄機の設置の必要性や意義をどのように考えておられるのか、把握している範囲で、教えて下さい。

今回、国がこのような補助金を予算化されたため、豊中市内の対象施設、事業者が必要な物品を購入できないといったことがあってはならないと思いますので、今回の補正予算案に反対はしませんが、「新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算」と考えると、果たしてその目的や意義に必ずしもそぐわない項目もあるのではないかと違和感を抱いています。市として、本当に必要なものが必要な数だけ、各施設にいきわたるように、各施設長、事業者にはその点を十分に理解頂き、物品の購入をして頂くことを指導して頂きたいと思います。

また、今回の補正予算案では、高齢者施設は対象施設にはなっていませんが、その理由を教えてください。

<答弁>

民間施設の状況は把握しておりませんが、公立こども園では、2月末現在で、マスクは各園で平均300枚程度、消毒液については、アルコール製剤を平均15リットル程度備蓄しております。空気清浄機についても、購入当時から故障しているものもありますが、

各園各クラスに1台は設置出来ている状況です。

現在、消毒液やマスクなど衛生用品の入手が困難な状況ですが、個別に民間施設からの衛生用品の入手にかかる相談や購入先を紹介する等の対応を行うほか、先般ご寄附頂いた次亜塩素酸水については必要な民間施設に対し配布を予定しています。

補正予算については、国から示された物品を参考として事前に民間施設に購入される物品や金額等に基づき積算したものです。

空気清浄機が設置されたことによるインフルエンザへの効果や影響については、導入前後の測定が困難と考えています。また、今回の新型コロナウイルス感染症への効果は確認されておりませんが、国が例示する対象物品として挙げられており、除菌機能、加湿機能、空気清浄機能を備えていることから、感染予防などに効果があるものと考えております。

先に購入しました空気清浄機については、すでに年数が経ち故障なども起きているものもありますが、使用できるものについては、現在も使用しており、子どもにとって安心安全な環境づくりに役立つものと考えております。

尚、高齢者施設については、都道府県が実施主体となっているため、今回の補正予算では計上されておられません。